

非常用消火ポンプの容量に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

非常用消火ポンプの容量に関する事項

改正理由

非常用消火ポンプを固定式消火装置への給水にも使用する場合のポンプの必要容量に関して規定している IACS 統一解釈 SC163 に不明瞭な点があったことから、IACS において見直しが行われてきた。この見直し作業において、SOLAS 条約第 II-2 章及び FSS コード第 12 章の関連規定自体に疑義が生じたことから、IACS は IMO に意見照会を行った。

その結果、2009 年 5 月に開催された IMO 第 86 回海上安全委員会（MSC86）において、非常用消火ポンプは、固定式消火装置への給水に使用する場合、固定式消火装置及び 2 条の射水に必要な容量を給水するのに十分な容量とすること、また、非常用消火ポンプによる消火栓の最小圧力は 0.27 N/mm^2 とする旨の条文解釈が合意され、MSC.1/Circ.1314 として回章されている。

その後、IACS は MSC.1/Circ.1314 に基づき統一解釈 SC163 の改正を行い、ノズルの内径に応じた 2 条の射水の容量を追加し、2009 年 9 月に統一解釈 SC163 (Rev.2) として採択した。

今般、MSC.1/Circ.1314 及び IACS 統一解釈 SC163 (Rev.2) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) MSC.1/Circ.1314 に基づき、非常用消火ポンプの必要容量及び消火栓の最小圧力を規定した。
- (2) IACS 統一解釈 SC163 (Rev.2) に基づき、2 条の射水の容量を規定した。